

工業統計調査を実施します

く調査にご協力ください

工業統計調査とは

工業統計調査は、12月31日を基準日として、国が全国一斉に実施する重要な統計調査の一つです。この調査は、日本の工業実態を明らかにし、国や都道府県などが行う産業に関する各種政策の基礎資料とすることを目的としています。

調査対象は製造業を営む事業所です。12月中旬から平成25年1月にかけて、「調査員証」を身に付けた統計調査員が各事業所を訪問し、調査を実施します。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されます。安心して正確にご記入ください。

調査へのご協力をお願いします。

調査の概要について

調査対象…製造業に属する事業所
調査基準日…平成24年12月31日
調査事項…事業所の名称と所在地、本社または本店の名称と所在地、他

事業所の有無、経営組織、資本金額または出資金額、従業者数、現金給与総額、商品仕入額の合計金額、製造出荷額など。
※結果の公表は、平成26年の春ごろを予定しています。

(参考) 前回の調査結果

平成22年12月31日現在で、従業者数4人以上の事業所を対象に調査を実施。
事業所数…215事業所(前年に比べ3事業所減少)
従業者数…7,307人(前年に比べ7人減少)
製造品出荷額など…3,872億7,316万円(前年に比べ564億4,243万円増加)
※平成23年版日光市統計書より

くわしくは

総合政策課 政策調整係
☎(21)5131

「まちづくり基本条例」を知ろう！①

くわしくは 総合政策課 政策調整係 ☎(21)5131

日光市には、まちづくりの最高規範である日光市まちづくり基本条例があります。しかし、平成23年度に実施した市民意識アンケート調査では、約半数の方が「条例を全く知らない」と答えています。この条例は、子や孫の代に、市がもっと良くなっているように、将来に向けて守り育てていくべき大切なものです。そこで条例について、今回から4回連続で詳しくお知らせします。



まちづくり基本条例ってなあに？

まちづくり基本条例とは、市民みんなで育てるまちづくりのルールです。市民と市議会、市役所が一体となってまちづくりを進めるために定めました。この条例に基づき、「市民が主役のまちづくり」をさらに進めていきます。



まちづくりってなあに？

皆さんは、まちづくりと聞いて何を連想しますか。建物や道路の建設など、まちの景観が良くなるような、目に見える形の基盤整備は、確かにまちづくりです。でも実は、自治会やボランティア

アなどのさまざまな市民活動による、市民の皆さんにとって「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と考える取り組みも、全てまちづくりと言えるのです。



市民ってだあれ？

この条例では、市内に居住している人はもちろん、居住してなくても市内で学ぶ人や働く人、市内で活動するボランティア団体やNPO法人、各種事業者なども、全て「市民」と位置づけています。

共有・参画・協働がキーワード



一つ一つが難しい言葉ですが、条例で「市民が主役のまちづくり」を目指すための基本理念としています。
○共有…情報や資源、課題などを市民と市議会、市役所が互いに共有すること。
○参画…市民がまちづくりに主体的に関わること。
○協働…市民と市議会、市役所が互いの立場を尊重しながら、共に考え、協力し、行動すること。
♣次回は、条例の中身についてお知らせします。

除雪にご協力ください

雪が降り積もる季節となりました。雪が降った場合、市と県では速やかに除雪を行います。次のような点について、皆さんのご協力をお願いします。

※路上駐車は厳禁、道路に物を置かない

路上に物が置かれていると除雪ができません。

※雪や氷を道路に出さない

自宅の雪は、近隣で協力し合い、通行の支障とならない場所に寄せてください。

※自宅前や通学路などの除雪を皆さんの手で

幹線の車道を優先して除雪するため、歩道の除雪や各家の出入口を確保しながら除雪することは、人員的にも時間的にも非常に困難です。自宅前や通学路の除雪に、ぜひご協力ください。

※除雪車にご注意を

除雪車に近づくとは危険です。特

に子どもが近寄らないようご注意ください。

※スリップ事故にご注意を

市内の路面状況はさまざまで、積雪がわずかでもスリップ事故が多発しています。気温が低いときは路面が凍結するので、特に注意が必要です。冬用タイヤを装備するなど、準備を万全にしてください。

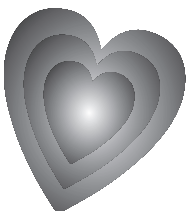
除雪についてくわしくは

◆国道・県道について

県日光土木事務所 保全部 ☎(53)1221

◆市道について

今市地域…維持管理課☎(21)5160
他の地域は各総合支所産業建設課
日光地域…☎(54)1114
藤原地域…☎(76)4107
足尾地域…☎(93)3117
栗山地域…☎(97)1133



12月4日～10日は

人権週間です

くわしくは

日光人権擁護委員協議会(宇都宮地方事務局日光支局内)
☎(21)0309

12月10日は人権デー

昭和23年12月10日に開催された国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択され、人権に関する世界共通の基準とされました。また第5回総会で、12月10日を世界人権宣言を祝う「人権デー」と決めました。これ以降、毎年世界中の国々で、人権を守る活動が行われています。

日本でも、12月4日～10日の一週間を「人権週間」と定め、人権を守る取り組みを行っています。

人権擁護委員がいます

全ての人々の基本的人権が守られているか、不当な扱いや差別を受けている人はいないかなどを見守り、人権侵犯が起きた場合に調査・救済に当たるため、人権擁護委員がいます。

人権擁護委員は、市町村長の推薦

人権相談所

人権擁護委員は、市内5地域で定期的に相談所を開設し、各種相談に応じています。

また人権週間の期間中、特設人権相談所として通常とは異なる日程で開設している地域もあります。

なお、人権相談の日程は広報にっこうに毎月掲載、特設人権相談所については、広報11月号に掲載していますのでご覧ください。

人権相談ダイヤル(全国共通)

○子どもの人権110番 ☎0120(07)1110
○女性の人権ホットライン ☎0570(07)810
○みんなの人権110番 ☎0570(03)110